

枚方市2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市2025年日本国際博覧会子ども招待事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、2025年日本国際博覧会の入場に使用するＩＤ番号（以下「チケットＩＤ」という。）の配付とする。

(配付の対象者)

第3条 チケットＩＤの配付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 配付の申込みの日において枚方市に居住していること。
- (2) 平成19年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生したこと。
- (3) 暴力団等でないこと。
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、対象者がすでに事業によりチケットＩＤの配付を受けた場合又は他の市町村において事業に類するチケットＩＤの配付を受けた場合は、対象者とししない。

(配付の申込み)

第4条 チケットＩＤの配付を申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、対象者又はその保護者（当該対象者が別に定める施設に入所している場合にあつては当該施設の長（以下「施設長」という。）、当該対象者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号及び第2号に掲げる者（以下「里親」という。）に委託されている場合にあつては当該里親）とする。

2 申込者は、令和6年9月13日から令和7年9月30日まで（ただし書の規定に基づき申し込む場合は、同月12日まで）の間に市長が指定する電子申請システムを用いて申し込むものとする。ただし、市長が指定する電子申請システムを用いる方法により難しい場合は、郵送申請書を市長に送付することにより申し込むものとする。

3 施設長以外の申込者は、前項の規定による申込みを行うときは、対象者及びその保護者にあつては第1号に掲げる書類を、対象者の里親にあつては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

- イ 個人番号カード
- ロ 住民票の写し
- ハ 運転免許証
- ニ 在留カード

ホ 特別永住者証明書

ヘ 被保険者証又は医療保険の保険者から交付された資格に係る情報を記載した書面

ト イからへまでに掲げるもののほか、市長が特に認める書類

(2) 当該対象者の里親であることが確認できると市長が認める書類

4 第2項の規定にかかわらず、施設長は、施設用申請書及び配付対象者一覧表を提出することにより申し込むものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、チケットIDの交付の決定を行い、所定の交付決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査においてチケットIDの不交付を決定したときは、所定の不交付決定通知書により、その理由を付して、当該申込者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第6条 チケットIDの配付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、チケットIDの交付の決定を受けた者について、対象者でなかったこと、前条の規定に違反したこと又は虚偽その他不正な手段により決定を受けたことが確認できた場合は、当該決定を取り消すことがある。

(条件)

第8条 市長は、チケットIDの交付の決定をする場合においては、必要な条件を付することがある。

(様式)

第9条 この要綱で使用する郵送申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。